本件事業の完成により、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線と接続し、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、本件地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるほか、自然災害発生特等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である青森県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年２月及び平成11年３月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年１月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域をトンネル又は橋梁で通過することなどから影響は極めて小さいとされている。マガン及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は極めて小さいとされているが、営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミチノクナシ、ツルカメバソウ等が確認されている。ミチノクナシについては、周辺には生育環境が広がっていることから影響は極めて小さいとされており、ツルカメバソウについては、生育地が直接改変されないことから影響はないとされているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち11箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る３箇所についても青森県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線又は４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成３年10月９日及び平成11年５月26日に都市計画決定された都市計画と、一部区間の車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、一部区間は２車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、八戸市長を会長とする八戸・久慈自動車道建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県八戸市役所及び同県三戸郡階上町役場

○国土交通省告示第千十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1165	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）豊洲３－２街区［Ｂ３街区］開発計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	三井不動産レジデンシャル株式会社 東京建物株式会社 三菱地所レジデンス株式会社 東急不動産株式会社 住友不動産株式会社 野村不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目１番20号 東京都中央区八重洲一丁目９番９号 東京都千代田区大手町一丁目６番１号 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番２号 東京都新宿区西新宿二丁目４番１号 東京都新宿区西新宿一丁目26番２号	平成24年９月21日